

【通所介護事業所の料金表】

通常規模型

令和1年10月1日現在

通所介護の介護報酬に係わる費用（利用者負担1割分）

項目		サービス1回あたりの料金				
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①通常規模型通所介護						
7時間以上8時間未満		648単位 695円	765単位 820円	887単位 951円	1,008単位 1,081円	1,130単位 1,212円
②加算	入浴介助	1日につき 50単位（ 54円）				
	口腔機能向上	1回につき 150単位（ 161円） ※月2回を限度として				
	サービス提供体制(Ⅰ)イ	1回につき 18単位（ 20円）				
	個別機能訓練Ⅱ	1日につき 56単位（ 60円）				
	処遇改善Ⅰ	1日につき 算定単位数の5.9%（ 約41～72円） ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
	特定処遇改善Ⅱ	1日につき 算定単位数の1.0%（ 約7～12円） ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
		（ ）				
③減算	同一建物減算	1日につき -94単位（ -101円）				
	送迎減算	1回につき -47単位（ -51円） ※片道につき				

※ 利用者負担額（1割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.72円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

* 10.72円は横浜市（2級地）の地域加算割合

【通所介護事業所の料金表】

通常規模型

令和1年10月1日現在

通所介護の介護報酬に係わる費用（利用者負担2割分）

項目		サービス1回あたりの料金				
①通常規模型通所介護	7時間以上8時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		648単位 1,390円	765単位 1,640円	887単位 1,902円	1,008単位 2,161円	1,130単位 2,423円
②加算	入浴介助	1日につき 50単位（108円）				
	口腔機能向上	1回につき 150単位（322円） ※月2回を限度として				
	サービス提供体制(Ⅰ)イ	1回につき 18単位（39円）				
	個別機能訓練Ⅱ	1日につき 56単位（120円）				
	処遇改善Ⅰ	1日につき 算定単位数の5.9%（約82～144円） ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
	特定処遇改善Ⅱ	1日につき 算定単位数の1.0%（約13～24円） ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
		（ ）				
③減算	同一建物減算	1日につき -94単位（-202円）				
	送迎減算	1回につき -47単位（-101円） ※片道につき				

※ 利用者負担額（2割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.72円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

* 10.72円は横浜市（2級地）の地域加算割合

【通所介護事業所の料金表】

通常規模型

令和1年10月1日現在

通所介護の介護報酬に係わる費用（利用者負担3割分）

項目		サービス1回あたりの料金				
①通常規模型通所介護	7時間以上8時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		648単位 2,084円	765単位 2,460円	887単位 2,853円	1,008単位 3,242円	1,130単位 3,634円
②加算	入浴介助	1日につき 50単位（161円）				
	口腔機能向上	1回につき 150単位（483円） ※月2回を限度として				
	サービス提供体制(1)イ	1回につき 18単位（58円）				
	個別機能訓練Ⅱ	1日につき 56単位（180円）				
	処遇改善Ⅰ	1日につき 算定単位数の5.9%（約123～216円） ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
	特定処遇改善Ⅰ	1日につき 算定単位数の1.2%（約26～45円） ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
		（ ）				
③減算	同一建物減算	1日につき -94単位（-303円）				
	送迎減算	1回につき -47単位（-151円） ※片道につき				

※ 利用者負担額（3割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.72円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

* 10.72円は横浜市（2級地）の地域加算割合

【第一号通所事業の料金表】

令和1年10月1日現在

第一号通所事業の介護報酬に係わる費用（利用者負担1割分）

項目		サービス1回あたりの料金		
		要支援1 (週1回程度)	要支援2 (週1回程度)	要支援2 (週2回程度)
①第一号通所事業				
7時間以上8時間未満		1,655単位 1,775円	1,655単位 1,775円	3,393単位 3,638円
②加算	運動器機能向上	1月につき	225単位 (242円)	
	運動器機能向上/2	1月につき	225単位 (242円)	
	口腔機能向上	1月につき	150単位 (161円)	
	口腔機能向上/2	1月につき	150単位 (161円)	
	サービス提供体制(I)イ (要支援1 週1回程度)	1月につき	72単位 (78円)	
	サービス提供体制(I)イ (要支援2 週1回程度)	1月につき	72単位 (78円)	
	サービス提供体制(I)イ (要支援2 週2回程度)	1月につき	144単位 (155円)	
	処遇改善Ⅰ	1月につき	算定単位数 の5.9% (約105~215円) ※要介護度、利用頻度、加算により変動	
	特定処遇改善Ⅱ	1月につき	算定単位数 の1.0% (約19~37円) ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。	
				()
③減算	同一建物減算1	1月につき	-376単位 (-403円)	
	同一建物減算2	1月につき	-752単位 (-807円)	

※ 利用者負担額（1割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.72円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

* 10.72円は横浜市（2級地）の地域加算割合

【第一号通所事業の料金表】

令和1年10月1日現在

第一号通所事業の介護報酬に係わる費用（利用者負担2割分）

項目		サービス1回あたりの料金			
		要支援1 (週1回程度)	要支援2 (週1回程度)	要支援2 (週2回程度)	
①第一号通所事業					
7時間以上8時間未満		1,655単位 3,549円	1,655単位 3,549円	3,393単位 7,275円	
②加算	運動器機能向上	1月につき	225単位 (483円)		
	運動器機能向上/2	1月につき	225単位 (483円)		
	口腔機能向上	1月につき	150単位 (322円)		
	口腔機能向上/2	1月につき	150単位 (322円)		
	サービス提供体制(I)イ (要支援1 週1回程度)	1月につき	72単位 (155円)		
	サービス提供体制(I)イ (要支援2 週1回程度)	1月につき	72単位 (155円)		
	サービス提供体制(I)イ (要支援2 週2回程度)	1月につき	144単位 (309円)		
	処遇改善 I	1月につき	算定単位数 の5.9%	(約210~429円)	※要介護度、利用頻度、加算により変動
	特定処遇改善 II	1月につき	算定単位数 の1.0%	(約37~73円)	※実施には1ヶ月分の算定単位数で計算します。
				()	
③減算	同一建物減算1	1月につき	-376単位 (-806円)		
	同一建物減算2	1月につき	-752単位 (-1,613円)		

※ 利用者負担額（2割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.72円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

* 10.72円は横浜市（2級地）の地域加算割合

【第一号通所事業の料金表】

令和1年10月1日現在

第一号通所事業の介護報酬に係わる費用（利用者負担3割分）

項目		サービス1回あたりの料金		
		要支援1 (週1回程度)	要支援2 (週1回程度)	要支援2 (週2回程度)
①第一号通所事業				
7時間以上8時間未満		1,655単位 5,323円	1,655単位 5,323円	3,393単位 10,912円
②加算	運動器機能向上	1月につき	225単位 (724円)	
	運動器機能向上/2	1月につき	225単位 (724円)	
	口腔機能向上	1月につき	150単位 (483円)	
	口腔機能向上/2	1月につき	150単位 (483円)	
	サービス提供体制(I)イ (要支援1 週1回程度)	1月につき	72単位 (232円)	
	サービス提供体制(I)イ (要支援2 週1回程度)	1月につき	72単位 (232円)	
	サービス提供体制(I)イ (要支援2 週2回程度)	1月につき	144単位 (463円)	
	処遇改善Ⅰ	1月につき	算定単位数 の5.9% (約315~644円) ※要介護度、利用頻度、加算により変動	
	特定処遇改善Ⅱ	1月につき	算定単位数 の1.0% (約55~110円) ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。	
			()	
③減算	同一建物減算1	1月につき	-376単位 (-1,209円)	
	同一建物減算2	1月につき	-752単位 (-2,419円)	

※ 利用者負担額（3割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.72円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

* 10.72円は横浜市（2級地）の地域加算割合